資料２

２０１９年７月１９日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

（２）文書による報告事項

① 食品中の農薬等の残留基準の設定について

・文書による報告事項の概要・・・１
・アミスルブロム・・２
（適用拡大申請）
・キャプタン・・５
（適用拡大申請）
・シモキサニル・・・１０
（適用拡大申請）
・ピコキシストロビン・・・１４
（適用拡大申請）

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アミスルブロム （農薬/殺菌剤） （別紙１）	適用拡大申請	農薬：大豆、ばれいしょ等	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　27.6% 幼小児（1～6 歳）　43.0% 妊婦　26.3% 高齢者（65 歳以上）　33.5%
キャプタン （農薬/殺菌剤） （別紙２）	適用拡大申請	農薬：ごぼう、たまねぎ等	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:3 mg/kg 体重（国民全体の集団） ARfD:0.3 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　8.4% 幼小児（1～6 歳）　23.6% 妊婦　7.8% 高齢者（65 歳以上）　10.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シモキサニル （農薬/殺菌剤） （別紙３）	適用拡大申請	農薬：大豆、ばれいしょ等	ADI:0.013 mg/kg 体重/日 ARfD:0.08 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　17.4% 幼小児（1～6 歳）　30.8% 妊婦　13.9% 高齢者（65 歳以上）　20.1% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ピコキシストロビン （農薬/殺菌剤） （別紙４）	適用拡大申請	農薬：はくさい、たまねぎ等	ADI: 0.046 mg/kg 体重/日 ARfD:0.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　20.3% 幼小児（1～6 歳）　45.0% 妊婦　19.9% 高齢者（65 歳以上）　23.0% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

農薬名　　アミスルブロム

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.08($)
小豆類	0.2	0.2	○			0.02,0.03($)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05		申			<0.01,<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
てんさい	1	1	○			0.18,0.42($)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3	○			<0.01,0.06($)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25	○			15.8,17.6
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.04,0.16($)
かぶ類の葉	30	30	○			11.5,20.8($)
はくさい	10	10	○			2.68,4.30
キャベツ	3	3	○			0.28,1.48($)
ケール	20	20	○			（きょうな参照）
こまつな	15	15	○			8.20,8.68
きょうな	20	20	○			9.80,12.8
チンゲンサイ	20	20	○			（きょうな参照）
カリフラワー	2	2	○			0.03,0.56($)
ブロッコリー	2	2	○			0.90,0.98
その他のあぶらな科野菜	20	20	○			（きょうな参照）
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20	○			11.0,11.1(ﾘｰﾌﾚﾀｽ)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ねぎ（リーキを含む。）	3	3	○			1.36,1.40
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(らっきょう)
トマト	2	2	○			0.43,0.66(ﾐﾆﾄﾏﾄ)
ピーマン	3	3	○			0.58,1.07($)
なす	1	1	○			0.14,0.32($)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.10,1.20(ししとう), 0.87,2.12($)(とうがらし)
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7	○			0.17,0.21($)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2	○			0.14,0.61($)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実		0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	1		○			0.20,0.26,0.48($)
ほうれんそう	30	30	○			5.14～22.4($)(n=4)
しょうが	2	2	○			0.16,0.23,0.60($)
えだまめ	10	10	○			1.14,4.28($)
みかん		0.1	○			
みかん（外果皮を含む。）	3		○			0.71,1.04($)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.58,0.78
レモン	2	2	○			（なつみかんの果実全体参照）
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2	○			（なつみかんの果実全体参照）
グレープフルーツ	2	2	○			（なつみかんの果実全体参照）
ライム	2	2	○			（なつみかんの果実全体参照）
その他のかんきつ類果実	2	2	○			（なつみかんの果実全体参照）
いちご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ぶどう	5	5	○			1.96,2.46
その他の果実	1	1	○			0.27,0.39(いちじく)
その他のスパイス	15	15	○			4.16,6.60($)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○			12.0,13.0(ﾊﾞｼﾞﾙ)

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申（案）

アミスルブロム

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
大豆 小豆類[注1)]	0.3 0.2
ばれいしょ さといも類（やつがしらを含む。） こんにゃくいも	0.05 0.05 0.05
てんさい	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜[注2)]	0.3 25 0.5 30 10 3 20 15 20 20 2 2 20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。） その他のゆり科野菜[注3)]	0.05 3 0.05
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜[注4)]	2 3 1 5
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） すいか メロン類果実（果皮を含む。）	0.7 2 0.05 1
ほうれんそう しょうが えだまめ	30 2 10
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3 2 2 2

食品名	残留基準値 ppm
グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実注5)	2 2 2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他の果実注6)	1
その他のスパイス注7)	15
その他のハーブ注8)	20

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名　キャプタン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
小麦	2	2	○			0.26,1.00
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01（未成熟とうもろこし）※1
大豆	0.01	0.01	○			※2
小豆類	1	1	○			<0.5,<0.5(いんげんまめ)
えんどう	0.01	0.01	○			※2
そら豆	0.01	0.01	○			※2
らっかせい	0.01	0.01	○			※2
その他の豆類	0.01	0.01	○			※2
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01	○			※3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01	0.01	○			※3
かぶ類の根	0.01	0.01	○			※3
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			※3
西洋わさび	0.05	0.05	○	0.05		
クレソン	0.01	0.01	○			※3
はくさい	2	2	○			0.69,0.79(#)
キャベツ	0.01	0.01	○			※3
芽キャベツ	0.01	0.01	○			※3
ケール	0.01	0.01	○			※3
こまつな	0.01	0.01	○			※3
きょうな	0.01	0.01	○			※3
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			※3
カリフラワー	0.01	0.01	○			※3
ブロッコリー	0.01	0.01	○			※3
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			※3
ごぼう	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
サルシフィー	0.01	0.01	○			※3
アーティチョーク	0.01	0.01	○			※3
チコリ	0.01	0.01	○			※3
エンダイブ	0.01	0.01	○			※3
しゅんぎく	0.01	0.01	○			※3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	1	1	○			0.200,0.750(#)
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○	0.05		
たまねぎ	0.3	0.3	○			0.012,0.082($)
ねぎ（リーキを含む。）	2	2	○			0.07,0.51($)(#)
にんにく	0.01	0.01	○			※3
にら	0.01	0.01	○			※3
アスパラガス	0.01	0.01	○			※3
わけぎ	0.01	0.01	○			※3
その他のゆり科野菜	5	5	○			1.18,1.70($)(葉たまねぎ)
にんじん	0.01	0.01	○			※3
パースニップ	0.01	0.01	○			※3
パセリ	15	0.01	○・申			（その他せり科野菜参照）
セロリ	15	0.01	○・申			（その他せり科野菜参照）
みつば	15	0.01	○・申			（その他せり科野菜参照）
その他のせり科野菜	15	0.01	○・申	0.05		2.64,8.01($)（コリアンダー）
トマト	5	5	○	5		
ピーマン	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
なす	5	5	○			0.82,1.54($)(#)
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(ししとう)
きゅうり（ガーキンを含む。）	3	3	○	3		
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	5	5	○			0.083,2.04($)(#)
しろうり	10	0.2	○	10		
すいか		0.05	○			
すいか（果皮を含む。）	2		○			0.08,0.12,0.97($)
メロン類果実		0.02	○			

農薬名　キャプタン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
メロン類果実(果皮を含む。)	15		○	10		1.08,2.78,7.19($)
まくわうり		0.01	○			
まくわうり(果皮を含む。)	10		○	10		
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			※3
ほうれんそう	15	15	○			1.70,6.40($)
たけのこ	0.01	0.01	○			※3
オクラ	0.01	0.01	○			※3
しょうが	0.3	0.3	○	0.05		0.06,0.06,0.08
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			※3
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			※3
えだまめ	0.01	0.01	○			※3
その他の野菜	0.05	0.01	○	0.05		
りんご	15	15	○			2.49,9.47($)
日本なし	10	15	○			1.34～6.16($)(n=6)
西洋なし	10	15	○			(日本なし参照)
マルメロ	10	15	○			0.56～3.87($)(n=4)(りんご参照)
もも		0.01	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	20		○	20		
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			0.466,1.78($)
すもも(プルーンを含む。)	10	10	○	10		
うめ	5	5	○			0.805～1.91($)(n=4)
おうとう(チェリーを含む。)	25	25	○	25		
いちご	15	15	○	15		
ラズベリー	20	20	○	20		
ブラックベリー	0.01	0.01	○			※4
ブルーベリー	20	20	○	20		
クランベリー	0.01	0.01	○			※4
ハックルベリー	20	20	○	20		
その他のベリー類果実	0.01	0.01	○			※4
ぶどう	25	25	○・申	25		
かき	5	5	○			1.70,2.14(#)
パパイヤ	5	5	○			1.07,2.26
パイナップル	0.7	0.7	○			0.117,0.236($)
マンゴー	5	5	○			0.659,1.89($)
その他の果実	10			10		
アーモンド	0.3	0.3	○	0.3		
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)※5	0.05	0.05	○	0.05		
その他のハーブ	15	0.05	○・申	0.05		(その他のせり科野菜参照)
干しぶどう	50	50	○	50		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
※1)未成熟とうもろこしとして登録されている。種子処理の適用であり、残留濃度は極めて低いと推定されることから0.01 ppmを設定する。
※2)豆類(種実)として登録されている。種子処理の適用であり、残留濃度は極めて低いと推定されることから0.01 ppmを設定する。
※3)野菜類として登録されている。種子処理の適用であり、残留濃度は極めて低いと推定されることから、0.01 ppmを設定する。
※4)ベリー類として登録されている。使用時期が収穫終了後から落葉期までであり、収穫時の残留濃度は極めて低いと考えられることから、0.01 ppmを設定する。
※5)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいう。

答申（案）

キャプタン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	2
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
小豆類[注1)]	1
えんどう	0.01
そら豆	0.01
らっかせい	0.01
その他の豆類[注2)]	0.01
ばれいしょ	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.01
西洋わさび	0.05
クレソン	0.01
はくさい	2
キャベツ	0.01
芽キャベツ	0.01
ケール	0.01
こまつな	0.01
きょうな	0.01
チンゲンサイ	0.01
カリフラワー	0.01
ブロッコリー	0.01
その他のあぶらな科野菜[注3)]	0.01
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.01
アーティチョーク	0.01
チコリ	0.01
エンダイブ	0.01
しゅんぎく	0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	1
その他のきく科野菜[注4)]	0.05
たまねぎ	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.01
にら	0.01
アスパラガス	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜[注5)]	5
にんじん	0.01

食品名	残留基準値 ppm
パースニップ	0.01
パセリ	15
セロリ	15
みつば	15
その他のせり科野菜[注6)]	15
トマト	5
ピーマン	0.02
なす	5
その他のなす科野菜[注7)]	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	5
しろうり	10
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	15
まくわうり（果皮を含む。）	10
その他のうり科野菜[注8)]	0.01
ほうれんそう	15
たけのこ	0.01
オクラ	0.01
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜[注9)]	0.05
りんご	15
日本なし	10
西洋なし	10
マルメロ	10
もも（果皮及び種子を含む。）	20
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	5
すもも（プルーンを含む。）	10
うめ	5
おうとう（チェリーを含む。）	25
いちご	15
ラズベリー	20
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	20
クランベリー	0.01
ハックルベリー	20
その他のベリー類果実[注10)]	0.01
ぶどう	25
かき	5

食品名	残留基準値 ppm
パパイヤ パイナップル マンゴー	5 0.7 5
その他の果実[注11)]	10
アーモンド	0.3
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)[注12)]	0.05
その他のハーブ[注13)]	15
干しぶどう	50

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注12)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいう。
注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名　シモキサニル

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
大豆	0.05	0.05	○				<0.01,0.01
小豆類	0.02	0.02	○				<0.005,<0.005(あずき)
えんどう		0.5					※1
ばれいしょ	0.2	0.2	○				<0.05,0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05		申				<0.01,<0.01,<0.01
クレソン	19	19			19	米国	【米国レタス(外葉付き)(<0.02～2.75(n=15))、米国レタス(外葉なし)(<0.02～2.5(n=15))、米国リーフレタス(<0.05～13.5(n=7))、米国ほうれんそう(1.371～11.015(n=7))】
はくさい	0.1	0.2	○				<0.01～0.03($)(n=4)
ブロッコリー	1	1	○				0.07,0.46($)
アーティチョーク		0.1					※1
エンダイブ	19	19			19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2					※2
たまねぎ	0.05	0.05	○		0.05	米国	【<0.05(n=5)(米国)】
ねぎ（リーキを含む。）	1	1	○		1.1	米国	【<0.05～0.405(n=4)(米国)】
にんにく	0.05	0.05			0.05	米国	【米国たまねぎ参照】
にら	1	1			1.1	米国	【米国ねぎ参照】
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(らっきょう)
パセリ	19	19			19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
セロリ	6	6			6.0	米国	【<0.05～2.35(n=13)(米国)】
トマト	0.7	0.7	○				0.17,0.30(ミニトマト)
ピーマン	0.2	0.2			0.2	米国	【<0.02～0.12(n=13)(米国)】
なす	0.5	0.5	○				0.10,0.14
その他のなす科野菜	0.2	0.2			0.2	米国	【米国とうがらし(<0.02～<0.05(n=7))】
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3	○				0.05,0.07
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1	○		§0.1	EU	【EUズッキーニ(<0.003～<0.047(n=18))】
しろうり	0.05	0.05			0.05	米国	【米国きゅうり(<0.02～<0.05(#)(n=12))、米国カンタロープ(<0.02～<0.05(#)(n=12))】
すいか	0.2	0.2	○				<0.05,<0.05
メロン類果実		0.05	○				
メロン類果実（果皮を含む。）	1						0.06,0.17,0.36($)
まくわうり		0.04					
まくわうり（果皮を含む。）	0.1				§0.1	EU	【EUメロン(果実)(0.002～0.071(n=18))】
その他のうり科野菜	0.1	0.1			§0.1	EU	【EUズッキーニ参照】
未成熟えんどう	0.2	0.5			0.15	EU	【EU未成熟えんどう(<0.05～0.09(n=8))】
ラズベリー	4	4			4.0	米国	【米国ラズベリー(0.29～0.965(n=5))、米国ブラックベリー(1.55)】
ブラックベリー	4	4			4.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
その他のベリー類果実	4	4			4.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
ぶどう	0.1	0.1	○				<0.01,0.02
ひまわりの種子		0.1					※1
ホップ	7	7			7.0	米国	【0.153～3.76(n=6)(米国)】

農薬名　　シモキサニル

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
その他のスパイス		0.1					※1
その他のハーブ	19	19	○		19	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
※1) えんどう、アーティチョーク、ひまわりの種子、その他のスパイス（ひまわりの種子を参照）について、IT申請によりEUの基準値を参照して基準値を設定していたが、参照していたEUの基準値が定量限界値に設定されたため、これらの食品の基準値を削除することとする。
※2) レタスについて米国及びEUにおいて基準値が設定されていることを考慮し、ポジティブリスト制度の制定前に設定された基準値（現行基準値）を維持することとする。
§：現行基準値設定当時のEUの基準値を示す。当該食品の基準値について、現在はEUにおいて、かぼちゃ、まくわうり、その他のうり科野菜の基準値は0.4 ppmが設定されているが、現時点でIT申請されていないことから、現行の基準値を維持することとする。

答申（案）

シモキサニル

食品名	残留基準値 ppm
大豆 小豆類[注1)]	0.05 0.02
ばれいしょ さといも類（やつがしらを含む。）	0.2 0.05
クレソン はくさい ブロッコリー	19 0.1 1
エンダイブ レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	19 2
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。） にんにく にら その他のゆり科野菜[注2)]	0.05 1 0.05 1 0.05
パセリ セロリ	19 6
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜[注3)]	0.7 0.2 0.5 0.2
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） しろうり すいか メロン類果実（果皮を含む。） まくわうり（果皮を含む。） その他のうり科野菜[注4)]	0.3 0.1 0.05 0.2 1 0.1 0.1
未成熟えんどう	0.2
ラズベリー ブラックベリー その他のベリー類果実[注5)]	4 4 4
ぶどう	0.1
ホップ	7
その他のハーブ[注6)]	19

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名　ピコキシストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.04	0.04		0.04			【<0.01～0.02(n=26)(米国)】
大麦	0.3	0.3		0.3			
ライ麦	0.04	0.04		0.04			
とうもろこし	0.04	0.04		0.02	0.04	米国	【<0.01(n=15)(米国)】
そば	0.04	0.04			0.04	米国	【米国小麦、とうもろこし参照】
その他の穀類	0.3	0.04		0.3			
大豆	0.06	0.05		0.06			
小豆類	0.2	0.06	申	0.06			0.02,0.03($)（いんげんまめ）
えんどう	0.06	0.06		0.06			
そら豆	0.06	0.06		0.06			
その他の豆類	0.06	0.06		0.06			
やまいも（長いもをいう。）	0.05		申				<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1		申				<0.01～0.05($)(n=6)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15		申				2.95～11.8($)(n=6)
かぶ類の根	0.5		申				0.08,0.12,0.22
かぶ類の葉	40		申				17.0,25.0,25.6($)
はくさい	2	2	○				0.22,0.72($)
キャベツ	1	1	○				0.03～0.56($)(n=4)
ブロッコリー	5		申				0.41,2.18,2.30($)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15	○				6.68,7.42（リーフレタス）
たまねぎ	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2	2	○				0.35,0.52($)
にんにく	0.05		申				<0.01,<0.01
にら	15		申				4.38,8.26,8.38
アスパラガス	0.3		申				0.04,0.10
にんじん	0.5		申				0.04～0.25($)(n=6)
その他の野菜	0.08	0.08			0.08	米国	【米国なたね参照】
みかん		0.1	○				
みかん（外果皮を含む。）	2		○				0.55,0.75
なつみかんの果実全体	3	3	○				0.80,1.06($)
レモン	3	3	○				（なつみかんの果実全体参照）
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3	○				（なつみかんの果実全体参照）
グレープフルーツ	3	3	○				（なつみかんの果実全体参照）
ライム	3	3	○				（なつみかんの果実全体参照）
その他のかんきつ類果実	3	3	○				（なつみかんの果実全体参照）
りんご	2	2	○				0.34,0.62($)
日本なし	1	1	○				0.38,0.43
西洋なし	1	1	○				（日本なし参照）
もも		0.3	○				
もも（果皮及び種子を含む。）	5		○				0.44,2.14（$）
おうとう（チェリーを含む。）	5	5	○				1.40,2.20
ごまの種子	0.08	0.08			0.08	米国	【米国なたね参照】
なたね	0.08	0.08			0.08	米国	【<0.01～0.047(#)(n=18)(米国)】
その他のオイルシード	0.08	0.08			0.08	米国	【米国なたね参照】
その他のスパイス	10	10	○				1.58,4.58（みかんの果皮）
牛の筋肉	0.02			0.02			
豚の筋肉	0.02			0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02			
牛の脂肪	0.02			0.02			
豚の脂肪	0.02			0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02			

農薬名　　ピコキシストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
牛の肝臓	0.02			0.02		
豚の肝臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
小麦はい芽	0.2			0.15		
小麦ふすま	0.2			0.15		
とうもろこし油				0.15		※
大豆油	0.2			0.2		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
推:推定される残留濃度であることを示す
※加工食品であるとうもろこし油については、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうもろこし油の加工係数を6.9と算出している。

答申（案）

ピコキシストロビン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.04
大麦	0.3
ライ麦	0.04
とうもろこし	0.04
そば	0.04
その他の穀類[注1)]	0.3
大豆	0.06
小豆類[注2)]	0.2
えんどう	0.06
そら豆	0.06
その他の豆類[注3)]	0.06
やまいも（長いもをいう。）	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	40
はくさい	2
キャベツ	1
ブロッコリー	5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	15
アスパラガス	0.3
にんじん	0.5
その他の野菜[注4)]	0.08
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実[注5)]	3
りんご	2
日本なし	1
西洋なし	1
もも（果皮及び種子を含む。）	5
おうとう（チェリーを含む。）	5

食品名	残留基準値 ppm
ごまの種子 なたね その他のオイルシード[注6)]	0.08 0.08 0.08
その他のスパイス[注7)]	10
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物[注8)] の筋肉	0.02 0.02 0.02
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02 0.02 0.02
牛の食用部分[注9)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02 0.02 0.02
乳	0.01
鶏の筋肉 その他の家きん[注10)] の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01
小麦はい芽 小麦ふすま 大豆油	0.2 0.2 0.2

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注3）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注4）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注5）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注6）「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
注7）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注8）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注9）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注10）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。